

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて（その 2）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

植木町合併特例区の規約について、別紙（案）のとおり提案する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(8 地域自治組織等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地域自治組織等の取扱い					
1	地域自治組織等の取扱い	総務部会 全部会	第5回		
2	合併特例区の処理する事務		第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 全部会

協議項目	地域自治組織等の取扱い	小項目名	2 合併特例区の処理する事務
協議内容	植木町合併特例区の処理する事務について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町合併特例区の実務として実施する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	該当なし	(1) コミュニティ関連施策 ○自治（地域）活動支援事業 嘱託員制度から町内自治会制度への移行及び校区自治協議会設立に関する支援を実施する。 ○植木町地域魅力アップ推進事業 ・地域の活動や地域の特色を生かした取り組みを今後町内一円で展開するため、優れた取り組みに対し補助金を交付。 ・地区及び行政区単位に、1 地区 30 万円を限度 平成 21 年度予算 2,700 千円 (2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承 ○植木町はってん祭事業 植木町の恒例の夏祭りとして平成 20 年度で第 36 回を迎えている。 植木町はってん祭実行委員会へ助成。 平成 21 年度予算 5,100 千円 ○地域農業活性化事業（すいか祭りなど） すいか祭りなどを推進するため農業イベントなどを行う。（新市基本計画事業） ○田原坂ウォークラリー事業 史跡「田原坂」周辺を散策する、観光振興を目的として平成 3 年度から開催している。 平成 21 年度予算 1,188 千円

	○田原坂健康マラソン大会事業 町民の健康を増進と「田原坂」PRを兼ね開催。 平成20年度で第40回を迎えている。 田原坂健康マラソン大会実行委員会へ補助。 平成21年度予算 500千円 ○民謡「田原坂」全国大会事業 民謡「田原坂」の普及と継承を目的として、平成9年度から毎年開催している。 民謡「田原坂」全国大会実行委員会へ助成。 平成21年度予算 575千円 ○西南の役田原坂戦没者追悼式事業 西南戦争の激戦地、史跡「田原坂」の保存、顕彰に務め、亡くなった方々を追悼する「西南の役田原坂戦没者追悼式」を毎年田原坂顕彰会が開催している。 平成21年度予算 300千円 ○植木・玉東「西南の役フィールドミュージアム」事業 植木町、玉東町で点在する「西南の役」の史跡を連携させ、豊富な農産物や観光資源を組み込み、修学旅行も含めた観光振興を行い、史跡「田原坂」の国指定史跡化を目指す。（新市基本計画事業） ○植木町文化ホール自主文化事業 平成5年度に植木町生涯学習センターが開設されたことに伴い、植木町文化ホール自主文化事業協会への委託事業として、コンサートや講演会などを植木町文化ホールで行っている。 平成21年度予算 4,062千円 ○植木町生涯学習自主講座事業 平成21年度より受講生の自主的な講座に移行することに伴い、22講座を開設している。 ○敬老会事業 75歳以上の高齢者を対象として、毎年敬老の日に、町内9地区で開催している。（各地区に業務委託。） 平成21年度予算 2,630千円
--	---

	○植木町戦没者追悼式事業 毎年 10 月 16 日に植木町文化ホールにて、植木町遺族会の委託事業として開催している。 平成 21 年度予算 596 千円 (3) 観光振興に関連する事業 ○植木温泉観光振興助成事業 植木温泉の振興を目的として、植木温泉観光旅館組合の運営費を助成。 平成 21 年度予算 800 千円 ○植木温泉納涼花火大会助成事業 はってん祭共催として、毎年、植木温泉付近の合志川河川敷で開催されている。 植木温泉観光旅館組合へ助成。 平成 21 年度予算 1,700 千円 ○植木町観光協会助成事業 広域観光の推進と観光振興のため各種事業を行っている。 植木町観光協会へ助成。 平成 21 年度予算 2,240 千円 ○観光案内人助成事業 植木町の観光名所について無料で観光ガイドを行っている。 植木町観光ガイドの会へ助成 平成 21 年度予算 800 千円 (4) 公の施設の設置及び管理 ○史跡「田原坂」公園（田原坂資料館を含む。） 国内最大・最後の内戦「西南の役」で最大の激戦地「田原坂」にある公園で、サクラ・つつじの名所、西南の役の戦没者慰霊塔がある。 また、資料館は「西南の役」関係品の展示しており、年間 3 万人の入場者がある。 ※新市基本計画事業として、田原坂資料館の改築を計画している。 平成 21 年度予算 5,300 千円
--	--

	○植木町文化ホール ・ホール 舞台(間口 15m×奥行き 12m)、固定席 601、車いす席 4、母子室があり音楽界や演劇会などのイベントが可能。 楽屋(洋・和室)及び控室あり。 ・リハーサル室兼軽運動室 広さ 116.88 m²あり、リハーサルやエアロビクスダンスなどの軽運動が可能。 ・ホワイエ 広さ 320.71 m²あり、絵や書道などの展示ギャラリーとして利用が可能。 平成 21 年度予算 9,958 千円
相違点と課題	

植木町合併特例区規約（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の鹿本郡植木町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

（名称）

第2条 合併特例区の名称は、植木町とする。

（設置期間）

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

（合併特例区の処理する事務）

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- （1） 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- （2） 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- （3） 区域における観光振興に関連する事業に関すること。
- （4） 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。

（事務所の位置）

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の鹿本郡植木町大字岩野238番地1に置く。

（区長の任期）

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

（区長の権限）

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（合併特例区協議会の構成員の選任等）

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2 年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第 9 条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第 10 条 構成員の定数は、16 人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第４条関係）

名 称	所在地（合併前）
史跡「田原坂」公園	植木町大字豊岡８５８番地１
植木町文化ホール	植木町大字岩野２３８番地１

(参考資料)

植木町合併特例区の処理する事務について

(1) コミュニティ関連施策

- ・ 自治（地域）活動支援事業
- ・ 植木町地域魅力アップ推進事業

(2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承

- ・ 植木町はってん祭事業
- ・ 地域農業活性化事業（すいか祭りなど）
- ・ 田原坂ウォークラリー事業
- ・ 田原坂健康マラソン大会事業
- ・ 民謡「田原坂」全国大会事業
- ・ 西南の役田原坂戦没者追悼式事業
- ・ 植木・玉東「西南の役フィールドミュージアム」事業
- ・ 植木町文化ホール自主文化事業
- ・ 植木町生涯学習自主講座事業
- ・ 敬老会事業
- ・ 植木町戦没者追悼式事業

(3) 観光振興に関連する事業

- ・ 植木町観光協会助成事業
- ・ 植木温泉納涼花火大会助成事業
- ・ 植木温泉観光振興助成事業
- ・ 観光案内人助成事業

(4) 公の施設の設置及び管理

- ・ 史跡「田原坂」公園（田原坂資料館を含む。）
- ・ 植木町文化ホール

※市町村の合併の特例等に関する法律に基づく、新市基本計画の進行管理等を行う。